



もし、
自然への想いをお持ちなら。
もし、
私たちの活動に
共感していただけるなら。
お考えいただきたいことが
あります。



あなたの想いを日本の自然のために遺す
遺贈・相続財産・お香典・生前のご寄付について。



日本自然
保護協会

The Nature Conservation
Society of Japan



ある想いの 未来への遺し方。

“遺贈”という言葉に触れる機会が
多くなりました。

遺贈とは、
遺志によって、ある特定の人や法人に
財産を贈与すること。

もちろん、
先祖から受け継ぎ、
あるいはご自身で築かれた財産は、
先ず何よりも
相続をされるご家族にとって
大切なものです。

その上で、
ある何かの役に立てたいという想いを、
遺贈として託していただければ、
間違いなく救われる、もの・ことがあります。

日本の自然も、その一つです。



日本の自然を 想って。

私たち＜日本自然保護協会＞は、
日本の自然環境の保全に取り組む NGO です。

日本初の法人の自然保護団体として
1951年に産声をあげました。

「自然のちからで、明日をひらく」を基本理念に、
科学的な根拠に基づいた、中立で
透明性のある自然保護活動を推進しています。

“しらべる・まもる・ひろめる”を
3本の柱とした独自の取り組みで、
NACS-J(ナックス・ジェイ)の愛称と共に
国際的にも知られています。

その活動を支えるのは、
私たちの取り組みへの多くの方々の共感と寄付です。
“遺贈”的お願いをするにあたり、
私たちのことを知りたいだくために
歴史と活動をご紹介したいと思います。



なくなりそうな自然を守る

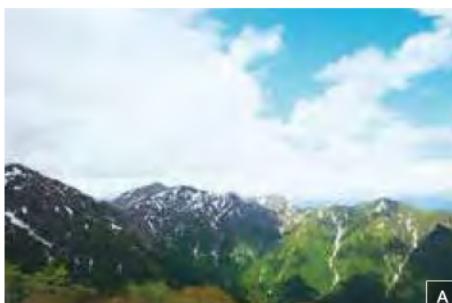
一度失われた自然是、二度と取り戻すことはできません。

自然のしきみを無視した開発は、将来への負の遺産となります。

私たちは、科学的な独自の調査に基づいた開発見直しへの働きかけや
保護地域化の提案などを行い、かけがえのない自然を次の世代に手渡す活動を
続けています。白神山地や屋久島、知床や小笠原の世界自然遺産登録は、
そうした取り組みの大きな成果のひとつです。

ご寄付の活用例

- 保護が遅れている海辺生態系の保全（沖縄県辺野古・奄美諸島・山口県上関・愛知県表浜
など、埋め立て開発、護岸工事、海ごみ問題など）
- 国・自治体への環境法制度の改良提案や施策提言（意見書・声明・パブリックコメントの
提出、シンポジウム・セミナー開催、委員派遣、メディア対応など）
- 各地の自然保護活動への支援（専門家・職員の派遣、シンポジウム開催・ツール開発の協力、
情報提供など）
- 国内外の専門家や市民と連携した新しい保護のしきみづくりの提案
など



A



B



C



D



A: 利根川源流部にある赤谷の森 B: 日本の原風景の一つである里山 C: 生物多様性豊かな自然環境の保全を目指す
奄美大島 D: 沖縄・辺野古でのサンゴ礁生態系調査

日本の絶滅危惧種を守る

今、日本で絶滅の危機にある生き物は約3,700種。

種の絶滅は、生物学的な問題に留まるものではありません。

自然に育まれた文化・歴史の断絶にも関わることです。生態系のバランスが崩れ、

外来種の侵入や拡大につながるケースもあります。私たちの暮らしの支えである自然。

その豊かさをこれ以上損なわないため、地域の方々と共に、

生息環境の保全活動に取り組んでいます。

ご寄付の活用例

多数の絶滅危惧種の中でも広い生息地を持ち、その環境の保全が急務な生き物を対象に、現地調査や生息地の再生、シンポジウム開催による普及啓発などを進めています。

- 森林生態系の頂点に立つイヌワシ
- 絶滅危機が極めて深刻な四国のツキノワグマ
- 豊かな里山生態系のシンボルであるサシバ
- 広い砂浜で産卵をするアカウミガメ
- 減少が著しい草原にくらすチョウ



A



B



C



D



A: イヌワシ B: アカウミガメ(提供:表浜ネットワーク) C: オオルリシジミ D: ツキノワグマ(撮影:戸谷省吾)



自然で地域を元気にする

高齢化や人口の減少で、自然と共に育まれてきた知恵や技が失われていく。

そうした地域が日本の各地にあります。

自然保護活動が実を結んで開発計画が中止されても、

その先の未来が描けなければ、安易な開発計画はまた続いてしまいます。

自然のちからで明日をひらくために、

守った自然を地域の活性化につなげる取り組みを進めています。

ご寄付の活用例

- 気候変動や防災・エネルギー問題など、地球規模での人と自然のかかわり方の見直し
- ユネスコエコパークの指定・管理の支援（宮崎県綾、群馬県みなかみ、山梨県南アルプス、長野県志賀高原など）
- 市民が主役となり全国 200 カ所で調査を行う「モニタリング 1000 里地調査」の推進
- 自然保護や生物多様性保全に貢献する商品開発やライフスタイルの提案・促進
など



A: 自動撮影カメラでの森の生き物調査 B: サシバの渡りを保全する水田のお米でできた琉球泡盛
C: 学生たちによる地域の魅力探し D: 里山の自然資源を調べる

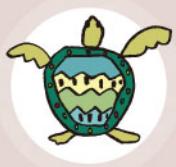
自然の守り手を増やす

保護活動によって自然を守ることができた地域には、一つの共通点があります。自然を楽しみ、自然に親しみ、自然の大切さを知り、自然の変化にいち早く気付ける人がいる、ということです。自然観察を通じて自然と人をつなげる人、日本の自然をしらべる人、自然を活かした地域づくりをする人。より多くの『守り手』とつながり、自然を守る文化のすそ野を広げます。

ご寄付の活用例

- 40年以上取り組んでいる「自然観察指導員」の養成
- 子供たちの自然離れ問題の改善などに向けた指導員の活躍の場の増進
- 会報『自然保護』の発行、守り手を研鑽・応援するアワードやコンテストの実施
- 世界の先進動向の情報収集、国内導入の研究・提案、国内外機関とのネットワークづくり
- など





遺贈寄付 (ご本人からのご寄付)について

遺言に基づいて、特定の個人や団体に財産を譲り渡すことを『遺贈（いぞう）』といいます。遺贈には、遺言書の作成が必要です。生前にご準備いただいた遺言書で、一部または全ての財産の受取人として日本自然保護協会をご指定いただくことで、ご資産を日本自然保護協会が推進する、日本の自然を守る活動に役立てることができます。

遺贈のご検討は、遺言書の作成から

遺贈寄付を行われる際は遺言書の準備をお勧めします。遺言書が無く、亡くなった方の意思が残されていない場合は、法定相続人によって定められた割合で遺産が分割されます。または、相続人同士の話し合い（遺産分割協議）により、法定相続分とは異なる相続となることもあります。また、法定相続人または、特別縁故者がいない場合には、最終的に全額が国庫に入ることになります。

1	遺贈の意思決定	遺言に関する事前のご相談
2	遺言書の作成*	遺言書の作成・保管、遺言内容・相続人の変更等の確認
3	ご逝去	遺言執行者への通知、財産目録の作成
4	遺言執行	遺産の分配、遺留分請求の確認、非課税申請手続き
5	遺贈完了	寄付金領収書・感謝状のお渡し

* 遺贈先として日本自然保護協会を指定された旨をお知らせください。なお、日本自然保護協会を遺言執行者に指定することはできませんので、ご留意ください。

* 遺言執行時に、当会が多額の債務を負担する遺言内容であることが明らかになった場合は、遺贈をお受けいたしかねます。

遺言書のご準備が必要なケース

身寄りがなくおひとりの方	遺言書を準備しないと、遺産は最終的にはすべて国庫に入れます。
お子様がいないご夫婦	配偶者だけでなく、ご自身の兄弟姉妹も法定相続人であるため、その方々の間で遺産分割協議が必要となります。
再婚をされている方	遺言書がないと、親が異なる子ども同士で遺産分割協議が必要になります。
自宅をお持ちの方	自宅を誰に相続させるか、あるいは、いかなる共有持分にするかを指定しておくことが大切です。
事業を継承させたい方	遺言書がないと、株式などを単独で後継者に引き継がせることができないリスクが高まります。
遺産や知的財産権を社会貢献に活かしたい方	遺産や著作権、特許権などの知的財産権を社会貢献団体へ遺贈寄付する場合は、遺言書への寄付先の明記が必要です。

予備的遺言(補充遺言)として遺贈を指定するケース

相続人や受遺者が、遺言者ご自身よりも先に亡くなられたり、あるいは相続・遺贈を放棄される場合などに備え、さらにその先の相続・遺贈先をご自身であらかじめ指定しておくことを「予備的遺言(補充遺言)」といいます。高齢化社会の今、ご自身よりも先に配偶者や子供が旅立ってしまうこともあります。そのような場合を想定して、注目されている方法です。予備的遺言で遺贈寄付の組み合わせなども可能です。

	遺したい人	主位的遺言	予備的遺言 (補充遺言)	遺留分
お子様がいないご夫婦	配偶者	配偶者	遺贈寄付	—
独身+同居・生計共で世話になった兄弟姉妹	世話になった兄弟姉妹	世話になった兄弟姉妹	遺贈寄付	—
独身+生計別で世話になった兄弟姉妹少ない	世話になった兄弟姉妹	世話になった兄弟姉妹 遺贈寄付	遺贈寄付	—
独身+生計別で世話になった兄弟姉妹多い	世話になった兄弟姉妹	世話になった兄弟姉妹 遺贈寄付	—	—
独身+兄弟姉妹いない (相続人がいない)	—	遺贈寄付	—	—
事情で相続したくない方がいる	—	遺贈寄付	—	注意
事実婚・LGBTの方	パートナー	パートナー	遺贈寄付	注意

遺言書の種類と特徴

遺言書には自筆証書遺言、公正証書遺言などがあり、それぞれに作成方法・費用等が異なります。かつて自筆証書遺言は、ご自身で保管するしかありませんでしたが、せっかく作成しても発見されない場合や、なかには相続人が遺言書を隠してしまうこともあります。そうしたケースを解消するため、2020年7月から全国の法務局にて自筆証書遺言を保管してもらえるようになりました。

		自筆証書遺言	公正証書遺言
保管場所	自宅などで保管	法務局保管制度	公証役場
費用	無料	申請手数料 3900円	相続額に応じた 手数料 16000円以上
証人	不要	不要	2人以上同行
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
紛失・改ざん・偽造 隠ぺいなどのリスク	あり	なし	なし
遺言の変更	簡単 複数の遺言書 管理不備の 恐れ	容易 内容を更新 して保管	手間 再び証人の依頼や 書き換え手数料が 発生
死亡時の通知	なし	あり 指定者に 保管通知あり	なし
遺言が無効になる 可能性	あり 形式が不備で 無効になるこ ともある	一部あり 形式の不備は 指摘されるが 内容は確認 されない	なし 公証人が作成する ので無効になる ことはほぼない

遺言書のご準備には専門家へのご相談をお勧めします

遺言書をご準備いただく際には、できるだけ弁護士、司法書士、行政書士など、専門会社や団体などへご相談されることをお勧めします。日本自然保護協会では、以下の専門家と提携し、個別にご相談・ご紹介を行っています。ご相談先にお心当たりがない場合は、お気軽に日本自然保護協会・遺贈担当までお問い合わせください。

●弁護士 上野貴史

日本自然保護協会顧問弁護士。終活寄付に伴う遺言書の作成・執行等についてご相談を承っております。TEL. 03-6550-9301(東京ウィル法律事務所・東京都千代田区)

●税理士 森田健一

日本自然保護協会顧問税理士。終活寄付に伴う相続税・譲渡税対策や申告・納税にかかる助言・支援を承っております。

TEL. 03-6275-0839(森田健一税理士社労士事務所・東京都千代田区)

●JELF日本環境法律家連盟・みどりの遺言プロジェクト

環境保全に志を持ち、本プロジェクトに賛同する各地の弁護士有志が、環境系団体への遺贈にかかる遺言書の作成・執行等のサポートを行っております。

TEL. 03-6264-7330(アーライツ法律事務所内)

●レディーフォー遺贈寄付サポート窓口

クラウドファンディングサービスを提供しているREADYFOR(株)の、遺贈に関して無料相談ができる専門窓口です。TEL. 0120-948-313

●遺贈寄附推進機構株式会社

日本自然保護協会の遺贈アドバイザー。寄付先の選定・遺言作成前の課題整理など、メール相談が無料でできます。TEL. 03-6385-4635

* ご希望により銀行、信託銀行、証券会社等へ個別ご紹介もいたします。

日本自然保護協会への遺贈・相続財産からの寄付は 税制上の優遇措置が受けられます

当会への遺贈は、相続税は非課税となります。非営利法人のため、受遺した財産も法人税の対象とはなりません。

また、ご遺族が相続財産の中から、相続税の申告期限(相続開始から10ヶ月)までに当会へご寄付いただくと、その分が非課税となります。

加えて、当会は内閣府認定の特定公益増進法人のため、所得税の寄付金控除の対象にもなります。税額控除および特定公益増進法人の証明を添えた寄付金領収書を発行いたしますので、申告の際にご利用ください。





不動産や有価証券などの遺贈や 包括遺贈をお考えの場合

不動産や有価証券など現物財産も取り扱いしております

不動産・有価証券などは、遺言執行者に換価していただき、かかる費用や税金を差し引いた残余の現金をお引渡しくださるようお願いをしておりますが、条件により現物のままでの遺贈も承っております。

不動産の場合、絶滅危惧種の生息地など自然度が非常に高い場所や、当会の事務所・倉庫などに活用できる土地建物をのぞいては、受遺後速やかに売却できる物件に限らせていただいております。また、売却額が極めて低いと見込まれる物件や、権利関係や土地の形質等にリスクがあるものも対象外となりますので、ご了承ください。なお、自然度が高い土地の場合は、遺言者様による費用負担のもと自然環境調査を行った上で、受入可否を検討させていただきます（調査費用・期間等のお見積は、当会が無料で作成いたします）。

不動産の遺贈にかかるみなし譲渡課税につきましては、納税期限までに不動産が換価できる場合は、当会による負担が可能です。売却に時間を要し、当会の通常経費では賄えないほどの納税額になると想定される場合は遺贈を辞退させていただきますので、ご了承ください。

包括遺贈をご検討の際はお早めにご相談ください

全財産もしくは全財産の一定割合を遺贈する包括遺贈は、債務を含む場合があるため、遺言作成時にあらかじめご相談いただけますようお願いしております。債務等のリスクが限定的であることが明らかな場合や、遺言執行者の指定のほか死後事務・家財処分等を別途委任されている場合など、条件によってはお受けできるものがございます。

ご相談の際は、遺言者のご来歴やご資産の内容、相続人の構成など受入可否の判断に必要な情報のご提供をお願いしております。なお、遺言執行者への就任や死後事務委任は、あいにく当会ではお受けしておりません。遺言執行者が指定されていないご遺贈もお受けしかねますので、ご留意ください。





相続財産からのご寄付 (ご遺族からのご寄付)について

相続された財産をご寄付いただくことで、故人の自然に対する思いを汲み取り、尊い財産を、日本の自然の将来に役立てることができます。

1	相続の開始	ご逝去後、相続の開始～遺言の確認、ご遺族での相談。当会へのご寄付の意向のご連絡。
2	10ヶ月以内に ご寄付	当会より振込先口座や詳しい手続きをご案内いたします。領収書等の宛名名義について、ご確認いただけます。(領収書はご遺族の名義、感謝楯は故人の名義とすることも可能です。)
3	領収書の送付	ご寄付を受領後、公益財団法人の認定証明を添えて領収書を発行いたしますので、相続税の申告時に添付してください。ご希望に応じて、感謝楯をお贈りいたします。
4	相続税の申告	相続税の申告期限内(相続開始から10ヶ月以内)に申告手続きを行ってください。申告期限内に現金で寄付をされた場合に、その分が非課税となります。

* 税制優遇については11ページをご覧ください。



生前寄付 (ご本人からのご寄付)について

日本自然保護協会では、生前のご寄付もありがとうございます。

ご自身で寄付の手続きをしていただくため、ご意志を確実に自然保護に活かしていただけます。

- 緊急性が高い目の前の自然保護活動を、今すぐ支援することができます。
- 相続時に発生する条件等に関わることなく、いつでもご本人のご意思でご寄付いただくことができます。
- 確定申告で所得税の寄付金控除が適用されるとともに、相続財産を減らすことで相続税の軽減につながることもあります。



お香典・供花代によるご寄付 (ご遺族からのご寄付)について

葬儀に寄せられたお香典・供花代のお返しを、日本自然保護協会への寄付に代えたいというお申し出をお受けしています。故人のご遺志や会葬者の皆さまの故人へのお気持ちを分かちあい、自然保护に活かすことができます。

- ご希望に応じて、会葬者へのご挨拶状に同封できるお礼状(はがきタイプ)を必要枚数ご用意します。
- 故人様のお名前とお礼状の内容・お届け日・お届け先・枚数、ご寄付のお振込予定日や予定額、振込人名等をご連絡ください。御礼状のお手配や振込口座をご案内いたします。
- ご寄付の入金確認後、寄付金領収書と御礼状をお送りいたします。

謹啓

時下、益々ご清祥のことと存じ上げます。

さて、自然をこよなく愛しておられた故〇〇様の思いを託したいとのお申し出により、今般、故人様に対するご芳志の中から当会へ貴重なご寄付をお寄せいただきましたので、ここに厚く御礼申し上げます。

故人様とご遺族の皆様のお気持ちに沿えるよう、これから地球と日本の自然のために有効に活用させていただくことをお伝え申し上げ、故人様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、お礼のご挨拶とさせていただきます。

公益財団法人日本自然保護協会
理事長 亀山 章

お礼状文面例

日本自然保護協会にご寄付をいただければ

- 特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置が受けられます。
- ご寄付のすべてを自然保护に活かすことができます。
- ご希望に応じて、感謝楯を贈呈いたします。
- 活動の成果を日々発信しているので、使途が明確です。
- ご希望に応じて、定期的に活動報告をお送りいたします。
- 寄付の証を次世代に印すため、使途のご指定やお名前の残し方のご相談も承ります。
- 自然にやさしいセカンドライフに役立つ情報や機会を提供いたします。

*匿名・非公表のご希望も承ります。

これまでにお受けしたご寄付の例

任意後見人、人道支援団体、環境保全団体の三者に遺したいと考えました。会員ではありませんが、森林保護に長期的に役立ててもらえると知り、日本自然保護協会を寄付先の一つに選びました。（神奈川県、非会員、70代男性）

ずっと独り身で相続人がいないため、居宅の売却金と貯金の一部を自然保護に役立ててもらうことを遺言書に残しました。（東京都、会員、80代女性）

インターネットでいろいろな団体を検索・比較したところ、日本自然保護協会が遺贈についてよく説明されていたので、最寄りの銀行支店を紹介してもらい、遺言書を作成しました。（京都府、非会員、60代女性）

私は、生前に寄付を済ませました。若いときから生きものが好きで、絶滅危惧種にも関心がありました。日本の自然を守る活動に長期的に役立ててもらえると知り、意志を確実に実現することができました。（神奈川県、非会員、60代男性）

私も応援しています！—あしたの君へ—

何千年もの先の子どもたちへつたえたい心と物、それをいつも思い歌を編み歌ってきました。しかし母体である地球の環境は深刻な状況にあります。今！私たちがすべきことは今だけを見るのではなく！確かな未来を手渡せる生き方をすること！ではないでしょうか。惑星すべてが皆の宝物ですね。

IUCN国際自然保護連合親善大使

日本自然保護大賞選考委員

シンガーソングライター イルカ



私も応援しています！—志とともに—

日本環境法律家連盟には、環境保護の志をもつ全国500名の弁護士がいます。アマミノクロウサギ、ジュゴン、ナキウサギなど「声なき自然の代理人」として生態系保護のために闘ってきました。日本自然保護協会は、私たちの信頼できるパートナーです。日本自然保護協会をおとして、みどりの遺言プロジェクトに賛同する全国各地の弁護士が遺贈・相続のご相談に応じます。



日本環境法律家連盟(JELF) 理事長

「みどりの遺言」プロジェクト

弁護士 池田直樹





ひとりでも多くの皆さまのご支援を
心よりお待ちしております。

遺贈・遺産・お香典寄付のお問い合わせ・資料請求

E-mail: memory@nacsj.or.jp

TEL: 03-3553-4101 (代表受付 平日10:00-17:00)

公益財団法人日本自然保護協会 遺贈担当(終活アドバイザー)

〒104-0033 東京都中央区新川1-16-10 ミトヨビル2F FAX: 03-3553-0139

<https://www.nacsj.or.jp/support/bequest/>